

**「働き過ぎにレッドカード！！～本日 3 月 6 日はサブロクの日です～」
連合本部 LINE 労働相談集計結果報告**

「クラシノソコアゲ応援団！ RENGOKAMPAIN」第 4 弾（その 1）の「Action! 36」（2018 年 9 月～2019 年 3 月）の取り組みの一環として、「36（サブロク）の日」（日本記念日協会に登録）を初めて迎えた 3 月 6 日（水）に、連合本部独自で「働き過ぎにレッドカード！！～本日 3 月 6 日はサブロクの日です～」をテーマに LINE 労働相談を実施した。

2019 年 4 月施行の改正労働基準法における時間外労働の上限規制、36 協定などの周知とあわせ、労働相談を通じて組合結成や処遇改善の取り組み等の対応を行うとともに、寄せられた相談をもとに政策・制度への反映をはかることを目的とした。詳細は以下のとおり。

記

I. 日 時：2019 年 3 月 6 日（水） 8 時 30 分～19 時

II. 場 所：連合本部 6 階 非正規労働センター

III. 相談対応：

1. 対応相談員：7 名（連合本部スタッフ 5 名、中央アドバイザー 2 名）

2. 相談体制：無料通信アプリ「LINE」

IV. 相談件数：合計 37 件

V. 相談概況：

2018 年 11 月、12 月、2019 年 2 月に続き、無料通信アプリ「LINE」による労働相談の実施にあたり、連合ホームページ、フェイスブック、ツイッターなど、各種広報媒体を活用し、事前に LINE@へお友だち登録を呼びかけた。その結果、37 件の相談が寄せられた。

相談内容は、今回のテーマである労働時間や 36 協定に関するものが多かった。その中で、相談者が職場内の掲示板を撮った写真を送信してくるという LINE ならではのやり取りや、LINE だけのやり取りでは解決が難しいケースはメール相談、電話相談へ移行、また、相談者の職場所在地の地方連合会と連携をはかり、相談対応を行った。

次回の連合本部での「LINE」による労働相談は、6 月 3 日（月）～4 日（火）の全国一斉集中労働相談ホットライン「女性のための労働相談ホットライン～職場で悩むあなたを応援(サポート)します～」にあわせ、実施する予定。

以 上

■□■□■ 寄せられた主な相談内容 ■□■□■

■労働時間・36 協定関係

- 今の会社は年次有給休暇を取りづらい。会社の掲示板には「この時期は年休を取らないでください」という内容が掲示されているが問題ではないか。
(30 代正社員男性、製造業、富山県、掲示板の写真を送信、LINE 相談後に連合静岡と連携)
- 勤続 23 年、社長に何度か年次有給休暇取得の相談をしたが、聞き入れてくれない。親族の葬式や結婚式、私が病気で二週間入院したときも欠勤扱い。納得できないのでアドバイスがほしい。
(50 代正社員男性、運輸業、静岡、LINE 相談後に連合静岡と連携)
- 今月 20 日で退職だが、パートには年次有給休暇はどれぐらい与えられるのか。3 年勤めたが、年休を取れたのは祖父の葬儀の時だけだった。
(30 代パートタイマー女性、清掃業、富山県)
- 年次有給休暇の 5 日分は自由に取れる休暇とされているが、それ以外の年休は会社が祝日を年休取得の日と指定している。年休を取るときは詳細な理由を聞かれるなど、休みづらい。
(30 代正社員女性、サービス業、秋田県)
- 職場に 36 協定の締結を提案されたが、時間外手当は支給しないとされた。
(30 代正社員男性、教育・学習支援業、神奈川)

■その他

- 契約書に記載されていない仕事を業務として行うように言われているが、普通なのか。
(20 代契約社員女性、東京都)
- 残業してはいけない労働契約だが、業務が終わらず、せざるを得ない時はどうしたらいいか。上司に人員を増やしてほしいとお願いしても「今の人数でやれ」と言われる。
(40 代正社員女性、医療・福祉、山梨)
- 私は外勤だが、職場に戻ると内勤者が休憩室を独占していて、休憩することができない。休憩室以外での休憩は禁止されている。
(正社員女性、複合サービス業)
- 責任者から暴言を吐かれ、体調を崩して耐えられず退職することに。最後に責任者に謝罪をしてほしいと申し入れたが「言った覚えはない」と言い張られた。
(50 代パートタイマー女性、サービス業、鹿児島県)

以上